

○厚生労働省令第六十八号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第十四項及び第七十六条の四の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年六月十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める

省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第一百十号を第一百十八号とし、第八十六号から第一百九号までを八号ずつ繰り下げ、第八十五号を第九十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十三 一―「（三―メチルフェニル）メチル」ピペラジン及びその塩類

第一条中第八十四号を第九十一号とし、第七十五号から第八十三号までを七号ずつ繰り下げ、第七十四号を第八十号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十一 一―(五―フルオロペンチル)―N―(ナフタレン―一―イル)―一H―インダゾール―三―カルボ

キサミド及びその塩類

第一条中第七十三号を第七十九号とし、第六十七号から第七十二号までを六号ずつ繰り下げ、第六十六号を第七十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十二 N―(一―フェネチルピペリジン―四―イル)―N―フェニルアセトアミド及びその塩類

第一条中第六十五号を第七十号とし、第五十一号から第六十四号までを五号ずつ繰り下げ、第五十号を第五十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十五 (二・二・三・三―テトラメチルシクロプロパン―一―イル)〔一―(四・四・四―トリフルオ

ロブチル)―一H―インドール―三―イル〕メタノン及びその塩類

第一条中第四十九号を第五十三号とし、第四十八号を第五十二号とし、第四十七号を第五十一号とし、第四十六号を第四十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十 二―(二・五―ジメトキシ―四―ニトロフェニル)エタンアミン及びその塩類

第一条中第四十五号を第四十八号とし、第二十九号から第四十四号までを三号ずつ繰り下げ、第二十八号を第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十一 キノリン―八―イル||―(四―フルオロベンジル)―一H―インドール―三―カルボキシラー
ト及びその塩類

第一条中第二十七号を第二十九号とし、第十七号から第二十六号までを二号ずつ繰り下げ、第十六号を第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八 N―(一―アミノ―三―メチル―一―オキソブタン―二―イル)―一―(五―フルオロペンチル)
―一H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

第一条中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 N―(一―アミノ―三・三―ジメチル―一―オキソブタン―二―イル)―一―ペンチル―一H―イ
ンダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

第二条第五号の表ナフタレン―一―イル(―一―ペンチル―一H―ピロール―三―イル)メタノン、その塩

類及びこれらを含む物の項の次に次のように加える。

N―(―フェネチルピペリジン―四―イル)― N―フェニルアセトアミド、その塩類及びこれら を含む物	学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に 掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に 使用する場合以外の場合に限る。）
---	--

第二条第五号の表N―メチルインダナン―ニ―アミン、その塩類及びこれらを含む物の項の次に次のように加える。

―「(三―メチルフェニル)メチル」ピペラジ ン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
--	----------------------

附 則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。